

特別管理産業廃棄物処分業許可申請書 (記入例)

〇〇年 〇月 〇日

新潟市長 〇〇 〇〇 殿

住所と氏名は会社の登記簿と一致させてください。
個人の場合は住民票と一致させてください。

申請者

〒 〇〇〇-〇〇〇〇

住所 新潟県新潟市中央区〇〇

氏名 株式会社 環境〇〇

代表取締役 新潟 太郎

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 〇〇〇-.....-〇〇〇〇

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第6項の規定により、特別管理産業廃棄物処分業の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。

事業の範囲 (処分の方法ごとに区分して取り扱う特別管理産業廃棄物の種類を記載すること。)	廃酸 (水素イオン濃度指数2.0以下のものに限る)
事務所及び事業場の所在地	事務所 〒〇〇〇-〇〇〇〇 新潟市中央区〇〇〇〇 電話番号 025-〇〇〇-〇〇〇〇
	事業場 〒〇〇〇-〇〇〇〇 新潟市江南区〇〇 電話番号 025-〇〇〇-〇〇〇〇
事業の用に供するすべての施設 (施設ごとに種類、設置場所、設置年月日、処理能力、許可年月日及び許可番号 (産業廃棄物処理施設の設置の許可を受けている場合に限る。) を記載すること。)	中和施設 設置場所：新潟市江南区〇〇 設置年月日：平成〇〇年〇月〇日 処理能力：60m ³ /日 (8時間) 許可年月日：平成〇〇年〇月〇日 施設許可番号：〇〇〇〇〇〇〇〇
保管を行う場合には、保管を行うすべての場所の所在地、面積、保管する特別管理産業廃棄物の種類、特別管理産業廃棄物に係る処分等のための保管上限及び積み上げることができる高さ	所在地：新潟市江南区〇〇 保管面積：20m ² 保管する産廃の種類：廃酸 (水素イオン濃度指数2.0以下のものに限る) 保管上限：30m ³ 最大保管高さ：屋内 (1.5m)
事業の用に供する施設の処理方式、構造及び設備の概要	中和施設 (2槽攪拌・苛性ソーダ利用)
※ 事 務 処 理 欄	

処理施設に付与されている許可番号を記載ください。処理業許可番号ではありません。

欄に収まらない場合は、別紙にまとめてください。

(日本工業規格 A列4番)

先行許可証 (有・無)、 (新規・更新)

(第3面)

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者（申請者が法人である場合において、当該株主又は出資をしている者があるとき）

発行済株式の総数	40,000株		出資の額	4,000万円
(ふりがな) 氏名又は名称	生年月日	保有する株式の数 又は出資の金額	本 籍	
		割 合	住 所	
にいがた たろう 新潟 太郎	昭和43年○ 月○日	20,000株	東京都世田谷区世田谷○丁目○番地	
		50%	新潟県新潟市中央区出来島○丁目○番○号	
にいがた じろう 新潟 次郎	昭和51年○ 月○日	16,000株	東京都足立区中央本町○丁目○番地	
		40%	新潟県新潟市中央区出来島○丁目○番○号	
にいがた さぶろう 新潟 三郎	昭和51年○ 月○日	2,000株	東京都足立区中央本町○丁目○番地	
		5%	新潟県新潟市中央区出来島○丁目○番○号	
株式会社 ○○	代表取締役 ○○ ○○	2,000株		
		5%	新潟県新潟市中央区○○	

株主が法人の場合は、代表者の氏名を、また、住所の欄に、本社住所を記入してください。書ききれない場合は別紙に記入してください

令第6条の10に規定する使用人（申請者）

(ふりがな) 氏 名	生年月日	本 籍	
	役職名・呼称	住 所	
にいがた しろう 新潟 四郎	昭和48年○月○日	東京都足立区中央本町○丁目○番地	
	支店長	新潟県新潟市中央区出来島○丁目○番○号	

備考
1 ※欄は記入しないこと。
2 「法定代理人」の欄から「令第6条の10に規定する使用人」までの各欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
3 「役員」の欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。
4 都道府県知事が定める部数を提出すること。

※手数料欄

変更事項確認及び添付省略申立書

〇〇年 〇月 〇日

新潟市長 〇〇 〇〇 様

住 所 新潟県新潟市中央区〇〇
申請者 氏 名 株式会社 環境 〇〇
代表取締役 新潟 太郎 印
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

- ・ **更新**
変更 許可申請にあたり、申請内容について次のとおりであることを確認します。
(次のいずれかの番号に〇印をつけること。)

1 前回の許可申請以降、変更事項はありません。

- ② 前回の許可申請以降の変更事項については、下記のとおり変更届出済みです。

届出年月日	変 更 内 容
〇〇年 〇月 〇日	役員変更
〇〇年 〇月 〇日	使用人変更
年 月 日	
年 月 日	
年 月 日	
年 月 日	
年 月 日	
年 月 日	
年 月 日	
年 月 日	

(裏面に続く。)

市様式第 1 号（共通）（裏面）

- ・ 次の書類は変更がないため、添付を省略します。
（省略する書類の番号に○印をつけること。）

共通	<p>① 事業計画の概要を記載した書類（様式第六号の二第 1 面～第 7 面又は市様式第 9 号）</p> <p>② 事業の用に供する施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに当該施設の付近の見取図並びに駐車場、積替え保管施設、処理施設の設置（係留）場所及び保管施設の土地の公図又は建物図面</p> <p>③ ②に掲げる施設及び土地又は建物の所有権を有すること（所有権を有しない場合には、当該施設及び土地又は建物を使用する権原を有すること）を証する書類</p>
(特別管理) 産業廃棄物 処分業	<p>4 最終処分場にあつては、周囲の地形、地質及び地下水の状況を明らかにする書類及び図面</p> <p>5 処分後の産業廃棄物の処理方法を記載した書類（市様式第 10 号）</p>

使用人証明書

〇〇年 〇月 〇日

新潟市長 〇〇 〇〇 様

押印は忘れずに！！

会社印ではなく、代表者印でお願いします。

申請者、届出者

住 所 新潟県新潟市中央区〇〇

氏 名 株式会社 環境〇〇

代表取締役 新潟 太郎 印

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

下記の者は、使用人であって、次に掲げるものの代表者である（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の10に規定する使用人である）ことを証明します。

（次のいずれかに〇印をつけること。）

① 本店又は支店（商人以外の者にあつては、主たる事務所又は従たる事務所）

2 1に掲げるもののほか、継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、廃棄物の収集若しくは運搬又は処分若しくは再生の業に係る契約を締結する権限を有する者を置くもの

記

氏 名 環境 次郎

事業場の名称 〇〇支店

職 名 支店長

使用人の「住民票」と「登記されていない証明書」を添付することも忘れずに、お願いします。

欠格要件に該当しない者である旨の誓約書

新潟市長 ○○ ○○ 様

私・当法人は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 14 条第 5 項第 2 号イからへまでに該当しない者であることを誓約します。

○○年 ○月 ○日

押印は忘れずに！！

会社印ではなく、代表者印をお願いします。

申請者 住 所 新潟県新潟市中央区○○
氏 名 株式会社 環境○○
代表取締役 新潟 太郎 印
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

欠格要件に係る条項

1 法第 14 条第 5 項第 2 号イ

法第 7 条第 5 項第 4 号イからトまでのいずれかに該当する者

- (1) 法第 7 条第 5 項第 4 号イ
成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの
- (2) 法第 7 条第 5 項第 4 号ロ
禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者
- (3) 法第 7 条第 5 項第 4 号ハ
法、浄化槽法 (昭和 58 年法律第 43 号) その他生活環境の保全を目的とする法令で政令で定めるもの若しくはこれらの法令に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成 3 年法律第 77 号。第 32 条の 2 第 7 項を除く。) の規定に違反し、又は刑法 (明治 40 年法律第 45 号) 第 204 条、第 206 条、第 208 条、第 208 条の 3、第 222 条若しくは第 247 条の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律 (大正 15 年法律第 60 号) の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者
- (4) 法第 7 条第 5 項第 4 号ニ
法第 7 条の 4 第 1 項 (第 4 号に係る部分を除く。) 若しくは第 2 項若しくは法第 14 条の 3 の 2 第 1 項 (第 4 号に係る部分を除く。) 若しくは第 2 項 (これらの規定を法第 14 条の 6 において読み替えて準用する場合を含む。) 又は浄化槽法第 41 条第 2 項の規定により許可を取り消され、その取消しの日から 5 年を経過しない者 (当該許可を取り消された者が法人である場合 (法第 7 条の 4 第 1 項第 3 号又は法第 14 条の 3 の 2 第 1 項第 3 号 (法第 14 条の 6 において準用する場合を含む。) に該当することにより許可が取り消された場合を除く。) においては、当該取消しの処分に係る行政手続法 (平成 5 年法律第 88 号) 第 15 条の規定による通知があった日前 60 日以内に当該法人の役員 (業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この号、法第 8 条の 5 第 6 項及び法第 14 条第 5 項第 2 号ニにおいて同じ。) であった者で当該取消しの日から 5 年を経過しないものを含む。)
- (5) 法第 7 条第 5 項第 4 号ホ
法第 7 条の 4 若しくは法第 14 条の 3 の 2 (法第 14 条の 6 において読み替えて準用する場合を含む。) 又は浄化槽法第 41 条第 2 項の規定による許可の取消しの処分に係る行政手続法第 15 条の規定による通知があった日から当該処分の日又は処分をしないことを決定する日までの間に法第 7 条の 2 第 3 項 (法第 14 条の 2 第 3 項及び法第 14 条の 5 第 3 項において読み替えて準用する場合を含む。以下この号において同じ。) の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分 (再生することを含む。) の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第 38 条第 5 号に該当する旨の同条の規定による届出をした者 (当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。) で、当該届出の日から 5 年を経過しないもの
- (6) 法第 7 条第 5 項第 4 号ヘ
法第 7 条第 5 項第 4 号ホに規定する期間内に法第 7 条の 2 第 3 項の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第 38 条第 5 号に該当する旨の同条の規定による届出があった場合において、法第 7 条第 5 項第 4 号ホの通知の日前 60 日以内に当該届出に係る法人 (当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。) の役員若しくは政令で定める使用人であった者又は当該届出に係る個人 (当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。) の政令で定める使用人であった者で、当該届出の日から 5 年を経過しないもの
- (7) 法第 7 条第 5 項第 4 号ト
その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足る相当の理由がある者

2 法第 14 条第 5 項第 2 号ロ

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員 (以下「暴力団員」という。) 又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者 (以下「暴力団員等」という。)

3 法第 14 条第 5 項第 2 号ハ

営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が法第 14 条第 5 項第 2 号イ又はロのいずれかに該当するもの

4 法第 14 条第 5 項第 2 号ニ

法人でその役員又は政令で定める使用人のうちに法第 14 条第 5 項第 2 号イ又はロのいずれかに該当する者のあるもの

5 法第 14 条第 5 項第 2 号ホ

個人で政令で定める使用人のうちに法第 14 条第 5 項第 2 号イ又はロのいずれかに該当する者のあるもの

6 法第 14 条第 5 項第 2 号ヘ

暴力団員等がその事業活動を支配する者

事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類		
内 訳	金 額 (千円)	
事業の開始に要する資金の総額	資 本 金	
	施設整備費用	
	土 地	
	事 務 所	
	収集運搬車・運搬船(収集運搬) 処理施設 (処分)	
	保管場所	
	最終処分場維持管理費用 (処分)	
	環境汚染賠償責任保険 (処分)	
合 計		
調 達 方 法	自 己 資 金	
	借 入 金	
	借 入 先 名	
	借 入 残 高	
	年 間 返 済 額	
	返 済 期 間	
	利 率	
増 資		
合 計		
* 内訳欄の事項については、事業計画に		

新たに資金等を必要としない場合は、その理由を記載してください。

新たに必要としない理由

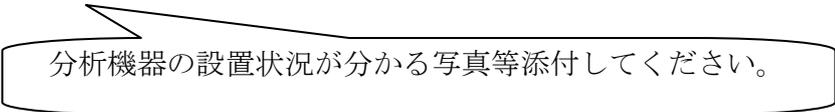
事務所及び処理施設等については、全て既存の施設を継続して使用することから、今般の更新許可申請にあたって新たに必要となる資金等は特にありません。

資 産 に 関 す る 調 書

〇〇年 〇月 〇日現在

資産の種類	内 容	数 量	価格、金額 (千円)
現金預金	定期預金		3,000
受取手形	株式	1,000株	100
売掛金			
有価証券			
未収入金			
土地	自宅宅地 駐車場土地	110㎡	20,000
建物	自宅	1棟	12,000
機械器具			
車両・船舶	ダンプ	1台	3,000
その他			
資 産 計			38,100
負債の種類別	内 容	数 量	価格、金額 (千円)
長期借入金	〇〇		19,000
短期借入金	〇〇〇		500
未払金			
買掛金			
支払手形			
預り金			
前受金			
その他			
負 債 計			19,500

市様式第 11 号 (処分)

特別管理産業廃棄物の性状の分析を行う設備の概要を記載した書類	
分析機器の種類	p H検出器
数量 (基)	1 基
分析する特別管理産業廃棄物の種類	廃酸 (p H 2. 0 以下のものに限る)
検出項目	p H
設置状況 (写真添付等)	 <p>分析機器の設置状況が分かる写真等添付してください。</p>

特別管理産業廃棄物の性状の分析を行う者の経歴書

特別管理産業廃棄物の性状の分析を行う者は下記のとおりです。

(次のいずれかに○印をつけ、下表を記載すること。)

ア 学校教育法に基づく大学（短期大学を除く。）、旧大学令に基づく大学又は旧専門学校令に基づく専門学校において、理学、医学歯学、薬学、衛生学、工学、農学若しくは獣医学の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、6か月以上水質検査又はその他の理化学検査の実務に従事した経験を有する者

イ 衛生検査技師又は臨床検査技師であって、6か月以上水質検査又はその他の理化学検査の実務に従事した経験を有する者

ウ 学校教育法に基づく短期大学又は高等専門学校において、理学、薬学、工学、農学の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、1年以上水質検査又はその他の理化学検査の実務に従事した経験を有する者

エ ア、イ又はウに掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者

氏 名	新潟 次郎	生年月日	平成〇〇年 〇月 〇日
所 属	〇〇部 〇〇担当		
最終学歴	〇〇学校		
資 格	〇〇		
水質検査又はその他の理化学検査等の実務に従事した経歴			
年 月 ~ 年 月	年 数	内 容	
平成〇年〇月~ 平成〇年〇月	〇年	〇〇高等専門学校において、工学の課程を履修	
平成〇年〇月~	〇年	〇〇会社にて、水質検査の実務に従事	

以上のとおり、相違ありません。

〇〇年 〇月 〇日
 氏 名 株式会社 環境〇〇
 代表取締役 新潟 太郎 印
 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

押印は忘れずに！！

会社印ではなく、代表者印でお願いします。

経営改善計画書 (法人用)

- 1 利益が計上できていないことかつ自己資本率が 1 割以下であること、又は債務超過であることの原因

損失が発生した会計年度、理由及び金額等について具体的に記入してください。
 特別損失（固定資産売却損等）による場合は、当該特別損失が発生した会計年度、理由及び金額等を記載してください。また、今後の発生の見込みを記入してください。

- 2 改善策

直前期の実績を踏まえて、講じる改善計画の内容を具体的に記入してください。
 例えば、経費削減であれば、削減する経費の費目、削減金額、削減の方法等を具体的に記入してください。「経営努力により諸費用を削減する」というような抽象的な説明は避けてください。

- 3 今後の見込み

実績 ← | → 見込

以下のいずれかの場合は、こちらの書類をすべて記入し添付してください。また、②の場合、中小企業診断士による診断書等を求める場合もあります。

- ① 直前の 3 年の経常損益の平均値が欠損となっている場合（直前期が黒字に転換している場合はこの限りではない。）で、かつ自己資本比率が 1 割以下の場合
- ② 直前期が債務超過である場合

<small>法人損益</small> 営業利益					
営業外収益					
営業外費用					
経常利益					
特別利益					
特別損失					
税引前当期利益					
当期利益					
資産の部					
負債の部					
純資産の部					
自己資本比率(%) (純資産÷資産×100)					

- * 原因、改善策とも具体的に明記すること。
- * 見込み額については、改善策に記載した改善策と整合性を持たせ、合理的な数字を記載すること。

経 営 改 善 計 画 書 (個 人 用)

資産に関する調書の負債計が資産計を上回っている場合、添付すること。

1 資産に関する調書の負債計が資産計を上回っていることの原因

損失が発生した会計年度、理由及び金額等について具体的に記入してください。

2 改善策

直前期の実績を踏まえて、講じる改善計画の内容を具体的に記入してください。
例えば、経費削減であれば、削減する経費の費目、削減金額、削減の方法等を具体的に記入してください。「経営努力により諸費用を削減する」というような抽象的な説明は避けてください。

3 今後の見込み (実績は、収支内訳書 (白色申告の添付書類) 又は所得税青色申告決算書から転記すること。)

	実績←		→見込			
	前年	本年	来年	〇〇年	〇〇年	〇〇年
売上高(収入)	100,000	・・・	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇
売上原価	50,000	・・・	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇
差引金額	50,000	・・・	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇
経費	10,000	・・・	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇
差引金額	40,000	・・・	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇

- * 収支内訳書又は所得税青色申告決算書を直前3年分添付すること。
- * 原因、改善策とも具体的に明記すること。
- * 見込み額については、改善策に記載した改善策と整合性を持たせ、合理的な数字を記載すること。